

第1589回島根県教育委員会会議録

日時	令和2年3月12日
自	13時30分
至	17時00分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－公開－

（議決事項）

第39号 職員の任免発令式及び教育職員の任免発令式の一部改正について（総務課・学校企画課）

——以上原案のとおり議決

（報告事項）

第91号 新型コロナウイルス感染症に関する県教育委員会の取組状況について（総務課）

第92号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の結果等について（教育指導課）

第93号 令和2年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数について（特別支援教育課）

第94号 「特別支援教育在り方検討委員会」の検討状況について（特別支援教育課）

第95号 「しまねっ子元気プラン（第3次）～学校保健計画策定の手引～」（案）について（保健体育課）

——以上原案のとおり了承

－非公開－

（議決事項）

第40号 教育委員会事務局等職員（管理職）定期人事異動（事務職員等関連分）について（総務課）

第41号 島根県立学校教育職員の評価に関する規則及び島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について（学校企画課）

——以上原案のとおり議決

（承認事項）

第8号 令和2年度市町村立小中学校教育職員（管理職）の定期人事異動の一部変更について（学校企画課）

第9号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

——以上原案のとおり承認

（協議事項）

第16号 管理職手当に関する指定学校の見直し等について

——以上資料により協議

（報告事項）

第96号 県立学校長の管理職手当区分に係る基準について（総務課）

第97号 公立学校教職員定期人事異動について（学校企画課）

——以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

佐藤教育監	全議題
石原教育次長	全議題
小仲参事	全議題
丹羽野参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
佐藤教育次長	公開議題
安食総務課長	全議題
米山教育施設課長	公開議題
佐川教育施設課管理監	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、議決第41号、承認第 8・9号、報告第97号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
福島特別支援課上席調整監	公開議題
原保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
平野福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
山崎総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	5 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	2 件
	協議事項	1 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	池田 委員	

議決第39号 職員の任免発令式及び教育職員の任免発令式の一部改正について（総務課・学校企画課）

○安食総務課長 資料の1の1ページを御覧いただきたい。まず、任免発令の様式を定めた島根県教育委員会の訓令であって、また、訓令とは、教育委員会が指揮監督権に基づいて所管事項について発する命令である。

1の改正理由を御覧いただきたい。行政の効率化を図るため、人事発令通知書の職員への交付方法を、従来の書面による交付から、電磁的記録、具体的には職員のパソコンから総合人事システムにアクセスして確認する方法による交付ができるように変更することに伴う、訓令の所要の改正になる。

2の改正する訓令は2つ、教育職員以外の職員に適用される職員の任免発令式と、教育職員に適用される教育職員の任免発令式である。

5の参考を御覧いただきたい。職員の任免発令については、平成20年度から法令で定めのあるものや、採用・退職などの身分の取得、喪失にかかるものを除いて、辞令書に代えて簡易な人事発令通知書により実施しているが、今回、更なる行政の効率化の観点から、令和2年4月の定期人事異動から、職員がパソコンから総合人事システムにアクセスして確認する方法に交付方法を変更しようとするものである。対象となる発令は、人事発令通知書の対象となる異動種目の発令であって、主なものとしては昇任や配置換などがある。採用や退職などは、引き続き書面である辞令書により行うことにしている。

3の改正内容を御覧いただきたい。辞令書とは別に定める書面、人事発令通知書により発令を行うことができる規定に、「電磁的記録を含む」と加える改正になる。

1の2ページは職員の任免発令式の新旧対照表、1の3ページは教育職員の任免発令式の新旧対照表、いずれも同じ改正である。技術的な改正であるので詳しい説明は割愛するが、1の2ページの第4項、昇任、昇格などを行う場合にあっては別に定める書面、これが今まで紙で交付していた人事発令通知書になるが、これに電磁的記録を含む書面によることができるということにする改正である。

1の1ページに戻っていただいて、4の施行期日は、令和2年3月24日で、令和2年4月の定期人事異動関係分から適用することになっている。

○真田委員 具体的には、どういう様式になるか。様式はなく、ただ、パソコンの画面上に出てくるだけということか。

○安食総務課長 今、具体的な様式を持ってきていないが、辞令書などに準じた人事発令

通知書という様式があって、その様式を画面上で確認することとなる。

○真田委員 それはプリントアウトができるか。

○安食総務課長 プリントアウトもできる。今までは人事発令通知書をこちらでそれぞれ印刷をして、それを各所属に配っていた。これからは本人が画面上で確認することになる。

———原案のとおり議決

報告第91号 新型コロナウイルス感染症に関する県教育委員会の取組状況について（総務課）

○安食総務課長 資料の2の1ページを御覧いただきたい。新型コロナウイルス感染症に関する対応について、県教育委員会の取組を時系列に整理したので、その内容やその後の対応状況について、ご報告をさせていただきます。

1番目は、県教育委員会危機管理対策本部についてである。2月25日に政府の対策本部が決定した基本方針の発出を受けて、同じ日に教育長を本部長とする危機管理対策本部を設置した。対策本部会議では、市町村教育委員会・関係機関との連絡体制を確認したり、教育庁内の各課・各県立学校・教育機関が対応する業務について方針決定を行ったり、また、その内容を市町村教育委員会へ周知をしている。対策本部会議は、今後も必要に応じて随時開催し、情報の共有や必要な事項の決定をしていくこととしている。

2番目、公立高等学校入学者選抜についてである。3月5日と6日に実施する入学者選抜について予定どおり実施することや、新型コロナウイルス感染症により学力検査を受検できなかった者に特別な選抜、追検査を行うことを2月25日に公表していた。結果として、3月5日の学力検査は計画どおり実施することができたほか、新型コロナウイルス感染症に関する医療機関からの指示のために学力検査を欠席せざるを得なかった受検生がいなかったため、追検査は実施しないこととなっている。また、今後は2次募集についても予定どおり実施することとしている。

3番目、県立学校の卒業式についてである。2月27日に卒業式における感染拡大防止のための対応を通知している。内容は、資料に2つ記載をしているが、式への参加は原則卒業生、その保護者、教職員のみとし、来賓の招待は中止すること、卒業証書は代表者のみに授与するなど、式典全体の時間短縮などをお願いしている。本日までに、県立高校35校のうち宍道高校を除く34校、特別支援学校は一部の分教室・高等部が既に卒業式を行っている。これから卒業式を行う学校においても、この通知に基づいた感染拡大防止のための

対応をとられ、実施される予定である。

4番目、県立学校の臨時休業対応方針の決定についてである。2月28日の文部科学事務次官通知を受けて、資料に記載をしているとおり、流行の早期終息に向け、極めて重要な時期であるとの政府の認識は十分に理解しつつ、生徒の学習の遅れ、休校時の家庭の負担を最小限とするため、県立の高等学校及び特別支援学校の臨時休校の開始は、県内で新型コロナウイルス感染症の感染例が判明した場合に、できる限り速やかに臨時休校の措置をとることとする。上記方針は、県立学校の対応についてであり、市町村立の小中学校の対応については市町村の判断となる。こういう旨の、県立学校の臨時休業に関する対応方針を決定したところである。

2の2ページを御覧いただきたい。感染拡大を防ぐための対応について、3月2日に県立学校に通知をしている。学校での感染防止対策を徹底するため、当分の間、学校におけるさまざまな活動については必要最小限とすることなどの対応を再整理して、再通知をしたところである。主な通知内容は(1)から(6)に掲げている。(1)学校行事は実施せず、終業式等は校内放送システムを利用すること。(2)体育の授業での実技を行わないこと。部活動は実施しないこと。ただし、全国大会開会1ヶ月前のものは可とすること。(4)本日3月12日に行う一般選抜等の合格発表は、各学校の敷地内での掲示を行わずにホームページで発表すること。このことについては、一昨日、更に追加の周知を行っているが、アクセス分散のための措置として、資料に記載のとおり、掲載時間をずらすことなどを文書やホームページなどで周知をしている。(5)、これは次の2つのことに当てはまる場合には、指導要録上、欠席日数とせず、出席停止・忌引き等の日数として記録ができることを言っている。1つ目は、風邪の症状が見られる、あるいは感染症にかかっている疑いがあり、またはかかる恐れがある場合、それから2つ目で、保護者から、感染した場合のリスクが高いため子どもに登校させたくない旨要望がある場合、この2つの場合である。それから、最後に(6)児童生徒等に対し、咳エチケット、うがい、手洗い等を徹底すること。これらの内容などを3月2日に県立学校宛て通知をしている。

6番目である。県内に新型コロナウイルス感染症の感染例が判明した場合の臨時休校に当たっての対応について、3月3日、県立学校に再通知をしている。内容は、学校での臨時休業の準備や対応などに係る留意点についてであって、主な内容は、事前の準備に関すること、それから、臨時休業に至った場合の対応に関することである。事前の準備としては、生徒、保護者及び教職員の連絡体制の整備、生徒への家庭学習に係る課題等の準備、

その他必要に応じた対応方針を決めることなどである。それから、臨時休業に至った場合の対応としては、これは抜粋で書いているが、臨時休業期間に関すること、各種学校行事は、終業式、離任式等を含め実施しないこと、部活動及び各種の校外活動は実施しないこと、寄宿舎や寮は閉じること、休業期間中の生徒との個別面接を行わないことなどである。

7番目は、児童生徒等を出席停止とした場合の証明書の交付について、3月5日に特別支援学校宛て通知をしている。資料には記載していないが、内容については、厚生労働省において、企業に対する、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金制度も創設が行われる予定であって、3月9日に報道関係者宛て情報提供がされている。新たな助成金の対象は、小学校、特別支援学校の高等部までの学校に通う子の世話をを行うことが必要となった保護者、労働者に限り、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから可能な範囲内で利用を控えるよう依頼があったり、臨時休業しなくても学校長が新型コロナウイルス感染症に関連して特別に欠席を認める場合など、児童を休ませて保護者自身が勤め先を休むという場合に、遡って2月27日からの休暇が企業への助成金の対象となる見込みとなっている。こうした制度の創設を見込んで、また、保護者が休暇を取得しやすいように、特別支援学校において、保護者から児童生徒等を感染症対策のために出席停止したことへの証明をしてほしいという申請があった場合には、学校長の証明書を交付することを通知している。

8番目、社会教育施設の対応である。2の3ページ。社会教育施設は、県立青少年の家、県立少年自然の家、県立図書館の対応をまとめているが、それぞれ主催事業については、いずれの施設も3月中の主催事業を中止することになっている。青少年の家、少年自然の家の施設利用については、宿泊、日帰りともに小・中・高校生を含む団体の利用は受け入れを休止することとしている。

9番目、文化財関係施設の対応についてである。(1)の東京国立博物館で3月8日まで開催することとしていた特別展「出雲と大和」については、東京国立博物館が2月27日から3月16日までの全館休館を決定されたことによって、2月26日をもって閉幕とした。

(2)の古代出雲歴史博物館は、この(1)の関係で、4月23日まで全館休館中である。それから、(3)の八雲立つ風土記の丘、(4)の古墳の丘古曾志公園は、それぞれ資料に記載のとおり、主催事業の中止等を行うことにしている。

以上が県教育委員会のこれまでの取組の主なものである。

2の4ページを御覧いただきたい。県内市町村の休校措置等の状況を、3月9日15時現在でまとめている。市町村立学校では、当面休校としない、または、県内の発生により休校とするものが8市町村。3月2日または3日から臨時休校とするものが10市町村。残り1市町村は、6番目の飯南町であるが、小学校1、2年生は通常どおり登校とするものの、それ以外の学年は3月3日から臨時休校としている。

備考欄を御覧いただくと、特記事項だが、5番目の奥出雲町が3月24日までの休校とするものの16日以降の登校を検討する予定と書いている。本日、町からの発表があり、3月16日から全ての町内小・中学校において学校を再開するとされたところであるが、ただし、再開までに奥出雲町とか県内東部、あるいは県外の隣接市町において感染者が発生するか、あるいは国から緊急事態宣言等が発令され、休校の指示命令があった場合等には、学校再開を延期する、あるいは再び臨時休校措置をとることとされている。それから、13番目の益田市についても、17日以降の対応を16日に判断されることとなっている。また、休校としている市町村、それから、当面休校としていない市町村であっても、休校となった場合、学校等での児童の受け入れについて、聞き取りをして備考のところに書いている。その説明は割愛させていただく。

○新田教育長 この新型コロナウイルス感染症については、資料でも記載しているように、2月25日以降のところ非常に大きな動きがあった。2の1ページの関連で、若干、補足説明をさせていただきたい。

コロナウイルスの対応自体、25日に教育委員会の危機管理対策本部を設置ということであるが、政府の対策本部も同日に対策の基本方針を発している、それに合わせて県の管理対策本部を設置したということである。

4番の県立学校の臨時休業対応方針の決定のところについて、御説明を申し上げたい。ここには2月28日、文部科学事務次官通知と書いているが、その前日、27日には政府の対策本部が開かれている、その中で、総理大臣から、全国全ての小中高、特別支援学校について、3月2日から、これは週末の関係があつて月曜日ということだが、3月2日から春休みまでの臨時休校を行うように要請するという発言があつた。翌28日の午前中にこれを受けて、文部科学事務次官通知が県の教育委員会に届いている。これまでの間、私どもとしても、国に問い合わせ等していたが、27日中には新たな情報は発しないということで事務次官通知が出るということであった。実際に28日の午前中にこの通知を受け取っている。これがこの4番の1行目に書いてある文部科学事務次官通知である。その中には、先ほど

申し上げた、27日に総理大臣から要請のあった内容とほぼ同じ、読み上げると、「小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の設置者においては、3月2日から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法に基づく臨時休業を行うようお願いする。」、ここまでは総理の発言と同趣旨である。「なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではない。」、こういった文書であった。臨時休業をするその期間、やり方、形態については、地域や学校の実情を踏まえて、設置者、すなわち島根県立の学校であれば島根県教育委員会、市町村の小・中学校であれば、それぞれの設置している市町村教育委員会、そういったところで検討して適当な判断をしてよい、設置者において判断することを妨げるものではないということは、そういうところでさまざまな工夫があってもよい、地域の実情をよく見極めてという趣旨であろうと私どもとしては理解したところである。もとより、新型コロナウイルス感染症の拡大を最大限防止するということは非常に重要であるし、十分な対策をとるという大前提にそれを置きながら、一方では、児童生徒の学習状況のみならず家庭での対応が十分に行えるか、あるいは児童クラブなど地域での対応は可能かどうか、こういった点についても検討する必要があるであろうということである。

こうした点も含めて、28日の、実は県議会の開会中だったのだが、県議会の休憩を30分ほど伸ばしてもらい、教育委員会として知事、副知事、健康福祉部長を始めとする関係部長との会議を行って、県立高校35校、特別支援学校12校の対応方針について大きな方向性をそこで合意した。その後すぐ、その大きい方向性という考え方を持ち帰って、直ちに県教育委員会としての対応方針ということで、ここに掲げている2の1ページの一番下の2段落である。流行の早期終息に向け、極めて重要な時期であるとの政府の認識は十分に理解しつつ、以下の基本方針を定めたということである。同時に各県立学校長、各市町村教育委員会に通知したという状況が25日から28日の方針決定までの状況になる。補足までに御説明申し上げた。

○林委員 今、補足があった臨時休校についての対応について、この政府の要請と事務次官通知の時期だが、ちょうど中国地方にも感染者がまだ出てない、もちろん島根県にも出てない時期で、現場目線で県立学校の休校は見送られたというのは非常に適切な対応だったと思う。その中で、県内市町村の小・中学校は2の4ページのとおり対応が分かれていて、当然、児童生徒ももちろんだが保護者の方もこの後どうなるのであろうという不安を非常に多く持っておられると思う。当然、国の方針が出てからになると思うのだが、もう

今週、公立の中学校は卒業式が行われている。来週には小学校の卒業式が行われるかと思う。この休校後の対応を何か考えて、学べなかった授業をどのような形で対応するかというのは、何かしら考えておられるのであろうか。

○多々納教育指導課長 文部科学省から細かに指示、通知が届いていて、そちらを市町村教育委員会にもお届けしているところである。その中で、学習の遅れ等についての言及もあり、弾力的な配慮をすることという内容の通知が来ている。学習の遅れ等が起こらないように、家庭学習の教材等の配慮はもちろんのことだが、年度をまたいでの授業、あるいは補充等を実施してもよいというような内容のことも書かれているので、そちらに従って市町村教育委員会でも配慮されると聞いている。

○林委員 年度をまたいでの授業の補充ということなのだが、例えば小学6年生、中学校3年生、卒業して次の学校へ進学される児童生徒に対しては細かい指示が出ているか。

○多々納教育指導課長 細かな指示というものは、私どもが知る限りでも出てはいないが、各市町村教育委員会の指導主事等と連絡をとっていると、そちらのほうも見据えて対応を検討していただいているということは聞いている。これから先も文部科学省から、この期間が延びれば延びるほど、このように措置するよという通知は、恐らく届くものと思うが、各市町村教育委員会のほうで、県教育委員会とも相談しながら適切な配慮を持っていただけるものと思っている。

○林委員 ぜひとも各市町村教育委員会であるとか、学校、家庭がまた安心できるようないい対応をお願いします。

○新田教育長 考え方は今、教育指導課長がお答えしたとおりであるが、委員からお話があったとおり、まず各学年3学期末に卒業となるので、こういった各学年の終了の認定、あるいは卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処して不利益が児童生徒に及ばないよというの、まず1つの文部科学省からの方針の考え方である。さらには、臨時休業中、習得すべきところが終わっていないところについては、臨時休業終了後に可能な範囲で補充のための授業等を行って補うということが、学校が開いている段階ではあるし、家庭学習なり家庭の生活についてもまた同様の考え方で、勉強の時間をしっかりとるようにとか、生活上の留意点とかそういったものも出ている。そういったところを県教育委員会としても市町村教育委員会に流しているし、市町村教委がそれぞれそういったことを考慮しながら対応していくというところである。

○出雲委員 今回の休校の措置であるが、政府から木曜の夕方に発表があって、益田市が

3月3日から休校という形をとっているが、それにあわせて私の地元では学校運営協議会を臨時で開いて、子どもたちの様子や、休みの対応、そういうことを共有したが、その中で、今回週末にかかったということで、保護者に対してプリントをもって連絡する時間もなく、何か全国的に学校と保護者がメールで連絡をとり合うという無料のアプリがあるらしいのだが、島根県でもちょっと調べてみたら結構100校ぐらいの小・中学校でそれを利用しているところがあって、それが全国的なものなので、一斉に週末にパンクしてしまった。結局、学校からの連絡のメールが受け取れない、ダウンロードできないというような状況があったそうだ。そういう緊急の連絡網というのは、本当に緊急のときに連絡がつかなければ意味をなさないものなので、市町村の教育委員会でそういうシステムを整備するのかわからないが、県の教育委員会としても、そういう連絡の通信システムについて、何かしら今後、例えば島根県内で、教育施設と保護者との連絡が使えるような連絡網だとか、考えていかないといけないのではないかと思ったので、今後いろいろまた検討をしていただけたらと思った。

○新田教育長 御指摘のとおり、今回は恐らく前例がないような対応を県も市町村も行うことになったものと思う。1つの通信方法にだけ頼るという考え方もあれば、リスク分散でダブルウエーブしたり、いろいろなルートを設けたりという考え方もあろうと思う。また、真偽がわからなくて不安になられる、そういったところから出てくる情報の正確性、正確な伝達をしていくことも同時に考えていかないといけないと思う。こういう場合には、やはり通じなかった、伝わらなかったときにどうするかということを実先に考えて、当然に月曜の朝とか、土曜、日曜の連絡体制を完全にとって、問い合わせがあったところにはしっかり答えるというところでバックアップしていくのが現状であろうと思う。

御指摘の点も含めて、今回、県立の学校でいうと、今まだ臨時休業に入っていないので、そういった意味では、臨時休業になったときのシミュレーションとその対応は、絶えずこの対策本部会議の中でローリングをかけてチェックしているが、そういった中で、こういった今、御指摘のあった点もあわせて改善を検討していきたいと思う。

○池田委員 今回の島根県の県と教育委員会の判断と決定は、各教育委員会のあるべき姿として、私もとても敬意を払いたいと思っている。教育長の説明だと、議会中の昼休憩に協議をされて、短い間で熟慮されて、賢明な判断をされたのだと思うのだが、地域の実情に応じた判断をされたということは、私もよかったと思っている。全国の友達から島根県すごい、島根県やった、みたいなメールがたくさん来た。

あと、町村でいうと、対応が分かれたのは、どうも総理が発表した晩のうちに、では、どうしよう、次1日しかない、というので、次の日の事務次官通知は地域の判断というのが出たのだが、その前に、隠岐の島町は3月から休みとしてしまった。最初は島前の3カ町村もそうするつもりだったのだが、昼ぐらいに放送で撤回して、やはり続けるみたいな状況になって、とても混乱したと聞いた。最初から自治体が自治体の判断でというのがもっと浸透していればよかったととても思う。

○新田教育長 27日の夜の段階でほかに情報がない、要請文をそのまま受け取れば全て臨時休業を直ちに2日からという、これしか選択肢がないだろうということは実際考えていたが、そのときに市町村教育委員会にもそういった方向で考えているということと、正式な決定は、明日、事務次官通知が文部科学省から来るので、それを受けて初めて方針を決めるということを明記して情報を流している。さきほど申し上げたような、この事務次官通知のそれぞれの設置者において判断をすることを妨げないというところは、27日の想定では、正直言って全く考える余地のない状況であったので、そういったことは、各市町村教育委員会もそれぞれに情報は入手しておられたとは思いますが、私どもとしても最新の情報をできるだけ共有するというのは、従来から市町村教育委員会と連携する上で必要だと思っていたので、そういった事前の情報も提供したところである。

結果、繰り返しになるが、各市町村の小・中学校は、やはりその校区であったり、学校の置かれた状況であったり、場合によっては、御家族や地域も含めたいろいろな環境の違いもあるかもしれない。そういった判断に基づいてやられるということは文部科学省の通知にもあるとおりで、まさにそういったことであろう、一方的にこうだ、ああだという話ではないだろうというところは言えると思う。ただ、今申し上げたことは、全て最大限の防御措置、拡散防止策を万全に打って、それが機能しているというのが条件であろうと思う。島根県の場合は、県内で発症例が生じた時点で、直ちに臨時休業にするということで今行っているが、そうなったいわばXデーがいつ来てもいいようにという対応はしているところである。現在、当面休校としない、行っているところもそれぞれに万全の体制で臨んでおられるだろうと思うし、そういった県の準備状況も逐一、県立学校の学校長に通知すると同時に、市町村教育委員会にも、県はこういう情報を流したということで、情報提供をしている。そういった形は継続してしっかりとっていこうと思っている。

この点については、教育委員にはメール等でまた情報を流させていただきたいと思う。

○浦野委員 今、卒業式までの段階では、こういうふう決められているが、小学校、中

学校、高校で、新入生に対しても物品販売とか、オリエンテーションとかいろいろあるが、そういう点では全然情報が入ってこない。今、どのようなことをお考えになられているかお聞きしたい。

○多々納教育指導課長 3月3日付で県立高校に通知したものが、市町村教育委員会にも写しとして伝わっている。内容としては、新入生の登校、新入生の入学準備に係る要素、あるいは在校生の教材販売であるとか、そういったやむを得ない事項については妨げない。ただし、必要最小限のこととする。例えば時間差を設けて、一斉に大きな人数が集まらないような配慮や、時間の短縮、そういう配慮をしながら行っていただきたいというような旨の通知はさせていただいている。だから、恐らく今日のところでの通知になろうと思うが、入学式等についての配慮についても通知をする予定にしている。

○浦野委員 私は、子どもの学校が休校になってしまった方なのだけれども、やはり3月3日にそうやって出されているにしても、全員の保護者には届いていない。物品購入は、いつも人が密集してすごくごった返す感じだが、どうするのだろうというのが保護者の間では話題になっていて、どこからそういうお知らせは来るのだろうと話してはいたのだが、今日、発表があって子どもが学校に集まってお便りなりをもらってくる段階で知らせが来ると理解していいであろうか。

○多々納教育指導課長 基本的には設置者である市町村教育委員会の意向によって、各学校を通してお伝えになるものと思っているが、県立学校向けの通知がその参考になるものと思っている。それは少なくとも3月3日には出しているもので、適切な日に、市町村教育委員会から通知されるものと思っている。

○新田教育長 分割することを推奨する流れになっているので、例えば1時間のうちに物品販売が終わるというのを2班とか3班に分けるとすると、全体のスケジュール調整や業者との調整とか出てくる可能性があるもので、すぐ我々が通知したからすぐそれに反応して通知ということは難しく、調整が入ってくると日数を要するかもしれない。市町村教育委員会にはいろいろ連絡を日々とっている。いろいろな保護者の方の不安がないように情報提供する、これはこれに限らず、再度周知依頼をしておきたいと思う。

○浦野委員 お願いする

———原案のとおり了承

て（教育指導課）

○多々納教育指導課長 3の1ページの1番目、一般選抜の志願変更後の出願状況については、既に2月21日付で公表済みのものである。志願変更の受付期間を経て、志願変更した人数が（3）にあるとおり、①他の学校に志願変更した者が53人で、前年度よりも13人多い数であった。②同一学校のほかの学科に志願変更したものが14人、これは逆に前年度23人から9人少ない状況であった。まとめたものが（2）の表である。実質倍率が0.86倍となった。

2番目の学力検査の受検状況については、3月5日当日付で公表済みである。（1）の受検者数等の概要については、表のとおりであり、推薦選抜、特別選抜等を除いた募集定員が4,782人となっている。それに対して出願者数が4,124人、当日の欠席者が219人、実受験者数が3,905人、競争率が0.82倍となっている。

主な欠席理由は、（2）に掲げているとおりである。松江工業高等専門学校もしくは県内私立高等学校等の合格による受検辞退がほとんどを占めている。なお、進路変更や、海外移住など、特別な理由をもって受検辞退された方もおられる。新型コロナウイルス感染症による欠席者は、当日いなかったもので、これにより追検査は実施しないこととしている。なお、3月6日に22校で面接あるいは作文等が実施されている。この日の欠席者もいない。

3の2ページ。3番目、本日発表した一般選抜の結果についてお知らせする。新型コロナウイルス感染症予防の観点で、例年行っている学校掲示は取りやめ、本日10時以降をもってホームページ等で公表したものである。表を見ていただくと、全日制の合格者数が3,633人、定時制が109人、合計で3,742人の合格者となっている。なお、一般選抜に加えて、推薦選抜等の合格者数を足し合わせたものが表の一番右端の数字になっている。トータルで4,530人の合格となる。

4番目、地域外、通学区外からの合格者数についてお知らせする。地域外からの合格者数を入学定員10%以内、出雲高校の場合は5%以内であるが、制限する学校は下記の4校となっており、その合格者数が表のとおりである。松江南高校は出願者27人に対して、合格上限いっぱいの24人の合格となっている。松江東高校は22人の出願者数に対して、合格者数は上限いっぱい20人となっている。

通学区外からの合格者を入学定員の20%以内に制限する学校については、下記の3校の普通科が該当する。松江北高校、松江南高校、松江東高校、各校での状況は御覧のとおりであり、松江南高校は29人の出願があったが、28人の合格。松江東高校は44人の出願に対

して、合格者上限が40人となっているので、40人の合格者となっている。

なお、いずれの場合も松江東高校については、出願者数の中に出願者数、合格者数に推薦選抜の数を含んだものになる。

今後の流れになるが、第2次募集の状況については、次の3の3ページを御覧いただきたい。定員を充足していない全ての学校を対象として2次募集が実施される予定となっている。実施校及び実施学科は3の3ページを見ていただきたい。

各校の詳細については、3の4ページで、表の形で見ていただければと思う。こちらに一般選抜の状況、あるいは推薦選抜も含めた合格者の内訳、第2次募集の募集人員等々を載せている。説明は割愛させていただく。

3の2ページにお戻りいただきたい。5番目の第2次募集の状況の以下の説明をする。

(1) 募集実施校・学科数については、32校56学科となった。前年度が35校63学科であったので、前年度に比べて若干減っているという事である。(2) 募集人員枠、トータルで1,040人となっている。全日制が789人、定時制が251人の枠となる。(3) 今後の日程であるが、明日以降、17日までの間を2次募集の出願期間とし、3月19日に作文・面接検査等、各高校で設定されている検査を実施する。それをういて、選考が行われ、3月23日の月曜日に合格発表という流れになっている。

○林委員 今回の一般選抜だが、インフルエンザで別室受検の生徒はいたか。

○多々納教育指導課長 インフルエンザで別室受検は1人いた。ただ、重篤な状態ではなく、別室受検でしっかり対応できたという報告は受けている。

○林委員 前回の会議のときであるけれども、新型コロナウイルス感染になった場合の対応ということで、もう2月の末には各中学校にも個別の追試の試験があるということで、多分受検生も保護者の方も安心されたのではないかと思う。4月の会議で、今回の選抜については従来どおり対応しているのだが、令和3年度以降の入学選抜については、もう少しインフルエンザにかかった場合の柔軟な対応も必要ではないかというようなお話があったが、今、そういった対応について何か検討されていることがあれば教えていただきたい。

○多々納教育指導課長 今回の新型コロナウイルス感染症については、非常に私たちにとっても緊急事態ではあったが、とても検討する材料を与えていただいたという意味では、大きなことであった。あわせて、4月にもお伝えさせていただいたとおり、文部科学省からぜひインフルエンザ等の配慮、受検機会を設けることというような要請通知も来ているので、そうしたところを十分に勘案しながら、来年度のところで追試についてもしっかりと

と検討していくつもりである。

○林委員 もちろん、受検生の健康管理というのは自分自身の管理は大事なことであるけれども、こうした新型コロナウイルスや、インフルエンザの感染の強いものに関しては、やはりなるべく不安を取り除いて勉強に集中できるような対応をお願いしたいと思う。

——原案のとおり了承

報告第93号 令和2年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 4の1ページを御覧いただきたい。令和2年度島根県立特別支援学校高等部及び専攻科の合格者数について報告する。2月5日水曜日に受検者がいなかった浜田ろう学校以外の11校が選抜検査を実施した。また、インフルエンザのために当日検査を受けることのできない志願者については、実施要綱に従って、追検査を実施したところである。結果であるが、高等部及び専攻科合わせて212名の出願があり、このうち211名が受検をした。211名の受検者のうち、211名全てが合格している。なお、1名については出願の後、当日までのところで私立高校に合格したという報告を受けているので、受検を辞退したものとなっている。下のグラフは高等部合格者数の推移を示したものである。

4の2ページには各学校の合格者数を載せているので御覧いただきたい。

——原案のとおり了承

報告第94号 「特別支援教育在り方検討委員会」の検討状況について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 5ページである。特別支援教育在り方検討委員会の検討状況について御報告する。

現行の、本県の特別支援教育の推進に関する基本計画である「しまね特別支援教育推進プラン」が令和2年度に計画期間満了となる。新たなプラン策定に向け、今年度、在り方検討委員会を設置し、今後の特別支援教育の在り方について検討してきた。

2の検討経過にあるように、委員会は外部有識者17名で構成されており、3月下旬に提言を受けることとしている。本日はまだ提言をいただいている案の段階であるが、御報告をさせていただきたい。

3の検討項目と主な意見であるが、主に表の11項目について検討している。主な意見は資料のとおりであるが、それを受けて作成中の提言案の一部を説明したい。別冊資料の提言（案）を御覧いただきたい。

3ページには本県の特別支援教育で育ってほしい子どもの姿を載せている。この3つの姿を念頭に個別課題について検討をした。

5ページ、提言の構成であるが、それぞれの項目において、現状と課題をまず挙げて、方向性は四角囲みに示し、その後、方向性検討に当たっての意見が記入されている。5ページに書いてある特別支援学校の職業教育・就業支援については、方向性として職業教育の充実及び実習先や就職先の確保について、県全体として対応していく必要があるとの意見もいただいた。さらなる職場開拓や新しい職に対応する作業内容を検討する必要があると考えている。

8ページ、就学前の子どもへの支援であるが、支援体制の充実、あるいは相談窓口の明確化などが示された。これについては、健康福祉部とも連携した取組が必要と考えている。

9ページ、小・中学校の支援であるが、特別な支援の必要な児童生徒が増加している。また、その要因も多様化しているところであるが、四角囲みの2番目に書いてあるそういった子どもたちの居場所作りが必要との方向性を示していただいた。

10ページ、高等学校への支援である。令和2年2月県議会でも質問があった、高等学校の通級による指導の拡充を検討するよう方向性をいただいている。また、各校で合理的配慮が適切に提供されるように各校が相談できる体制の検討が必要であることも示されている。

11ページ、理解・啓発であるが、学校での交流及び共同学習あるいは障がいのない生徒等への理解教育の推進、関係部局とも連携した保護者や地域に対する理解啓発の推進をしていくよう示されている。

14ページ、教職員の専門性の向上と人材育成であるが、ここでは研修の工夫、あるいは計画的な人材育成、人事交流が必要との方向性と、特別支援教育の魅力を発信し特別支援教育を担う人材を確保していく必要があるとの意見をいただいている。

5ページに戻っていただいて、4の今後の予定であるが、来年度、検討委員会のこの提言を踏まえて、新プランの策定をしていきたいと思っている。

○真田委員 就学前の子どもから高等部までうまく整理して提言をいただいて非常にわかりやすいところだが、3ページの第2章の、本県の特別支援教育で育ってほしい子どもの

姿の「子ども」という言い方がどうも何となくなじまない。育ってほしい姿の四角囲みでは「人」という言葉になっているし、大きな1番「は夢をもち、自立や社会参加に向けて学び続けようとする人」だが、その1行目に「子どもが」ということが出てくる。何段か下には、「教員（大人）」と出てくる。何か言葉がちょっと少しずつ、ばらばらのような気がする。第3章以下は「生徒」という言葉になってくるので、ちょっとわかりづらい気がして、その辺りを検討していただきたいと思う。

それから、後ろのほうに用語説明をつけていただいているが、最後まで読まない用語説明が出てこないの、できればその用語がどこを見ればいいのかということが分かるとよい。例えば番号を打つとか、ここへ飛んだら分かるよというようなことがやっていただけるとより一層わかりやすい。

これはお聞きしたいところであるが、5障がい以外の発達障がいなどが出てこないが、それは特別支援教育としては、やはり5障がいを対象としていくという考えなのか。その辺りも聞かせてほしい。

○佐藤特別支援教育課長 まず、文言の整理である。「子ども」、「生徒」、「人」については、これはまだ今年27日の提言施行まで時間があるので再度整理をしていきたい。

発達障がいあるいは精神障がいという文言については、特別支援学校の場合は、確かに真田委員が言われるように、5障がいが障がい対象であるが、小学校就学前、あるいは小・中学校、高等学校、これについては発達障がいという言葉、あるいはLDという学習障がいという言葉の中で課題が提示されている。当然、我々も今後特別支援教育を進めていく上で、特別支援学校も含めて、発達障がいに対する対応はとっていかねばいけなさと認識しているので、もう一度読み込みをして、この提言案の中に不足であれば明日、会長とお話をしながら盛り込んでいきたいと思う。

○真田委員 よろしく願います。

○新田教育長 全体としては検討委員会から教育委員会に答申に準ずる形で出るので、さっきの用語説明の点等はどこまで調整できるか。いずれにしても来年度次期プランとしてこれをベースにつくり込んでいくので、そこで皆さんによく理解いただけるような形で取り組むという2段構えになるかもしれない。

○真田委員 もちろんそうである。

○浦野委員 教職員の専門性の向上、人材育成になると思うが、島根大学の教育学部の特別支援教育を専門とするような学科が改編されてなくなったと聞いたのだが、そうなる

やはり県内でそういう特別支援に教育の専門的な人材が育つことが妨げられるのかなど、私は感じたのだが、今、どのような状況なのかということをお伺いしたい。また、教職大学院に教員を派遣するシステムがあると思うのだが、今どれぐらいの規模でやられているのかということもお尋ねしたい。

○佐藤特別支援教育課長 まず島根大学の特別支援教育専攻生については、なくなったわけではなく、今年度の卒業生が15名近くいるように聞いている。毎年10名から15名ぐらいの専攻生がいると認識をしている。島根大学もだが、島根県立大学も含めてであるが、副免で特別支援学校教員の免許状を取らせているというような方向性を出しているので、特別支援学校は教育実習等を引き受けながら、そういった免許保有者の増加についても島根大学と一緒に取り組んでいきたいと思っている。

教職大学院派遣については、毎年、特別支援学校も、それから高等学校についても行っている。高等学校については、特別支援教育を主題とした研究をしていくとしているので、小・中についても特別支援教育を研究する方もいるが、高等学校については特別支援教育を研究するというふうに限定して実施している状況である。

○浦野委員 年間、何名ぐらいの方が参加されているか。

○佐藤特別支援教育課長 小・中学校合わせて5名ぐらいである。

———原案のとおり了承

報告第95号 「しまねっ子元気プラン（第3次）～学校保健計画策定の手引～」（案） について（保健体育課）

○原保健体育課長 資料は6の1ページである。このプランについては、9月3日の教育委員会会議で改訂する旨を報告して、これまで改訂検討委員会等で検討してきた案がまとまったので、今回御報告させていただく。

1のプランの趣旨であるが、毎年度、各学校では、1年間の学校保健計画を策定して、学校保健活動を進めているが、この計画を策定するための保健主事や、養護教諭など教職員の参考としていただく手引として位置づけている。しまね教育魅力化ビジョンの案では、望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上について、大項目7の教育環境の充実の中で、学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育の中の学びの基盤をなすものとして挙げられている。そのビジョンの案に基づいて、生活習慣の確立や心身の健康、体力の向上などについて学校で取り組むための計画づくりの手引ということとなる。プランの期

間については、しまね教育魅力化ビジョンに合わせて、令和6年度までの5年間としている。

3の概要であるが、これまでの取組の成果や課題の検証をするとともに、児童生徒等の現状を踏まえ、今後、学校が組織的に学校保健に取り組んでいけるよう健康課題や取組の方向性などを記載している。今後、取り組むべきこととして、学校全体で組織として体制を確立することと、健康課題を大項目として6点挙げている。

まず、学校保健推進体制の確立に向けては、各学校で学校保健委員会を計画に位置づけて、学校、地域、家庭、関係機関等の連携による効果的な活動を目指す。連携して取り組むイメージはこの下の図のとおりである。

今後の推進の方向と主な目標については、プランの冊子もあるが、それをかいつまんだものを6の3ページに掲げさせていただいているので、御覧いただきたい。一番上のほうに、今申した学校保健推進体制の確立について掲げている。こちらでは委員会の設置率、開催率、開催回数等を目標に挙げている。

次に健康課題の6項目についてである。この6項目について、もちろん全て重要ではあるのだが、各学校で全ての項目に必ず取り組まなければならないということではなくて、この手引を参考にそれぞれの学校の実態に応じて、特に重点的に取り組む課題などを選択して取り組んでいただくこともできるようにしている。事前に配らせていただいているので、これを含めて説明したい。

1、心の健康に関する課題への対応、2、望ましい生活習慣の確立、3、食に関する指導の推進、4、歯と口の健康づくりの推進、5、性に関する指導の推進、6、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進を掲げている。

特に、学校現場等でも取り組んだことを聞いて作成しているが、メディアに関する課題意識、メディア接触に関する課題意識というのは、特に高いものがある。そうした中で、課題の2の望ましい生活習慣づくりについては、さらに中項目として睡眠とメディアと体力の向上、こちらも児童生徒の体力の向上、運動習慣づくりといった課題もあるので、この2点を項目として挙げて、新たに掲げて取組を進めていくこととしている。こちらの課題については、主な目標値として、平日1日2時間以上、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ている児童生徒の割合も減らしていくことや、体力テストの結果をピーク時の97%とすることなどを目標としている。

また、課題の3に挙げている食に関する指導についても、これまでは生活習慣の中で記

載していたけれども、食育を学校全体で進めていただくために、新たに課題の項目として立ち上げたところである。

資料の6の2ページに戻っていただいて、5の改訂のポイントである。これまでの取組の成果や社会情勢の変化、新たに策定するしまね教育魅力化ビジョンなど、そういったものを踏まえたものとしている。

丸の1点目であるが、チーム学校として取り組むための教職員の役割を記載している。冊子の3ページを御覧いただきたい。学校保健活動については、管理職のリーダーシップのもとに学校全体で取り組んでいただくために、これまで記載していなかったが、それぞれの職務の方に応じて役割を記載している。

6の2ページに戻るが、丸の2点目の睡眠を切り口にした過度の電子メディア接触について、今回また項目として挙げているが、こちらについては冊子の12ページに掲げている。現状と課題と書いてあるものであるが、こういった中で、学校でメディア接触による健康被害について、保護者にも知っていただいて家庭で1日何時間までというようなルールづくりなど、必要性などを考えていただくような取組を促すこととしている。

6の2ページに戻って、丸の3点目、4点目については、先ほど説明したように体力の向上と食に関する指導については、新たに課題として項目立てをして明記している。また5点目、6点目であるが、学校でどういったことを行うとか、参考となるようなチェックリストを今回この手引の中に記載して、例えば、職員会議などで、職員全体で情報共有ができるようなコラムや参考資料等、そういったことも新たに記載している。できるだけこういった、プランとあるが手引だが、これは学校において、職員全体で全体共有していただいて、組織として学校保健に取り組んでいただくように目指して作成している。

資料6の2ページに戻っていただくが、検討経過と今後の予定を記載している。これまで検討委員会や実際に学校保健に関わる養護教諭であるとか、学校保健担当者また関係機関等へ意見照会を行いながら作ってきた。本日、また御意見をいただいて、3月中にはプランを決定して、冊子やリーフレットの形で作成して、各学校等へ配布していきたいと思っている。また4月以降、各学校で活用いただくように、会議や研修の場において、活用を働きかけていきたいと思っている。

○林委員 別冊で、例えば13ページの今後の目標の中で、②のテレビやDVD云々の割合であるが、目標値が「減らす」となっている。他の具体的な目標値がある中で、22ページの今後の目標の④肥満傾向にある子どもの割合も「減らす」。②の朝食の欠食率に関して

は、高2の男子だけ「減らす」とか、これは何か基準があるのか。

○原保健体育課長 目標について、「減らす」というすごく曖昧な表現ということで、大変残念な形になっているが、スマートフォンとかパソコンについては、現在、使用割合というのが現状から見るとかなり増えている状況で、年々増えている状況である。そういった中で何%までというような明確な目標というのは、それについて、とにかくできるだけ現状よりも減らす、そういうような形で考えている。

肥満傾向にある子どもの割合について、県の健康等に関わるさまざまな計画を立てて目標値を教育委員会とも連携してやっていくということで、これは「健康長寿しまね推進計画」という健康福祉部で立てている目標の中で、こういった目標を立てているので、それに合わせた形で「減らす」という形で記載させていただいている。こちらは、健康福祉部が所管している全体の中の一つの目標となっている。

朝食の欠食率についても、健康福祉部で立てている「島根県食育推進計画」がこういう状況になっていて、この数字を入れさせていただいている。

○林委員 先ほど、小中高が全部「減らす」というのは、何だか分かったような分からないような、それを「減らす」と出ているのは分かるのだが、例えば、22ページの②の朝食の欠食率とか30年度の9.6という数字を特に減らすかって、それより低い数字のところにも目標値がある。高2の女子の16.8にも10とあるのに、何でこれが男子だけ減らすとか、あと26ページの②の歯肉に所見がある割合のところでも、小・中の方が高い値であったり、低い値であったりするものもあるのに、高校生だけ減らすって、何か余り納得がしないところがあるので、もう少しこの辺りの整合性をとられたほうがいいのではないかと。

○原保健体育課長 現在、健康にかかわる計画等を県全体で進めていくということで、知事部局では健康福祉部が大きな計画を立てていて、その中で全体を考えて目標を立てている中で、教育委員会に関わる部分もこの計画に盛り込んで、現在、県全体で進めていくということで、目標を共有しているところである。既にある計画で目標値が定められているものを使っているのも、そういう不自然なというか、余り整合性のとれてないような形になっているが、さまざまな計画については、2期の改訂時期が出てくると思うので、各部局とも連携して、整合性のとれる目標値がとれる方向に調整していきたい。

○林委員 お願いします。

○真田委員 別冊6ページ、1の現状と課題のところ、学校保健委員会設置率が平成30年度高等学校は91.7%となっているが、100%ではないのはなぜか。何校ぐらい設置して

ないか。開催率が低いのは何となく分かるのだが、高校の設置率が91.7%というのは、教えていただきたい。

○原保健体育課長 手元に学校数、何校設置していないかという数字は持ち合わせていないが、各学校には毎年度当然100%になるようお願いしているところである。なかなかお忙しいというか、学校保健委員会という形ではなくて、他の形に変えてやっているとか、さまざまな事情はおありかと思うが、それについては、会議の開催も充実した開催をお願いするところであるが、まずは設置について、管理職のリーダーシップをもってやっていただくように働きかけは続けていきたいと思っている。事情を細かいところまで、なぜというところまでなかなか聞き取りはしていないけれども、引き続き取り組んでいきたいと思っている。

○真田委員 ぜひ強く指導していただければと思う。

○新田教育長 このしまねっ子元気プラン自体が、通常のプランとか計画とちょっと違うのは、これは結局、これを手引として各学校でこういう学校保健計画をつくっていただきたいというところであるので、ちょっと2段階に届いていくような、児童生徒にはこれを基に各学校がつくった計画に基づいて実際に対応していくと。それをつくるときの教員用の学校用の手引という、通常のプランとは位置づけがちょっと違っているもので、さらにいえば、小中高全部押し並べて一つのプランとしてやっているの、その辺でこの県が一律に目標を定めて、それで右向け右という方向になる面もあるだろうし、それぞれの成長段階に応じた学校の特性を考慮してということもある。少なくとも今、委員の皆さんから御指摘いただいたようなことが、これを配ることで学校現場で同じような疑問が起きるのは非常に望ましくない。そういった面ではしっかりと真意が伝わるようにする努力をしていきたいと思っている。

○浦野委員 先ほども出たが、メディアと子どもたちの生活というものが切っても切り離せないような状況に年々なっていて、もはやここにある課題2の睡眠だけの問題ではなくなっているのかなと感じる。課題1から6まであるが、もしかしたら、もう課題7でメディアを挙げてもいいぐらいの状況に来ているのかなと感じるので、ちょっとその辺も時代の流れに合わせて検討していただけたらと思う。せっかくこういうよい手引があって、子どもたちも幼稚園のときから早寝早起き、朝御飯みたいな感じでやっていただいたのはこれだったのだなと私もこれを見させていただいて思ったので、やはり子どもたちの生活にすごく浸透していつていることかなと思う。もしこれがまた検討される機会が

あつたら、メディアのことは少し大きく取り上げていただけたほうがいいのかなど感じた。

○池田委員 私も睡眠時間を確保するためにメディアとの関わりを減らすという方向にこれを見て思うのだが、睡眠時間が、そもそも昔は8時間と言っていた気がする。小学校5年生、6年生は6時間というのは、12時ぐらいに寝ても6時過ぎに起きるのは6時間、12時過ぎまで起きている小学生すごいなと思うのもあるし、6時間寝れば健康が保てるみたいなものがあるのかということと、6年生と中学3年生と一緒に児童生徒、小学生、中学生とも6時間未満というのは、小学生と中学3年生ではやっぱり違うのではないかなというのもあるし、もしかしたら、本を読んで遅くまで起きている子どもさんも、先生がいつもしている家庭学習をしっかりとやって遅くまで起きている子どもさんもいらっしゃるかもしれないので、メディアと睡眠時間というくくりというのはどうなのか。

○原保健体育課長 今、こうやって目標を挙げている、特に小学校、中学校、高校ということで、ちょっと押し並べて書いているが、先ほどおっしゃったように、高校3年生と小学1年生を比べると全く状況は違ってくるというのはあるかと思う。6時間寝れば十分ということではもちろんなく、8時間というのがある程度、推奨されている時間とは思いますが、なかなか今の高校生でいうと、8時間というのも実態になかなかそぐわない場合もあると思う。ただ、調べていったところで6時間未満、少なくとも、最低でも6時間は寝る必要があるという意味合いで今、6時間未満ということを目指しては掲げている。

もう一つ、メディアと睡眠の関係で、睡眠時間の問題がメディアだけではないと言われることは、もちろん勉強とかいろいろしておられる状況はあると思う。ただ、押し並べて、逆に言うとメディアに長く触れ続ける、長く接触すればするほど睡眠時間が短くなっていく、それがネット依存とかゲーム依存とかそういう依存症という病気として言われるように最近なったわけであるが、そういうメディアに過度に依存することを防ぐことを、こうやって睡眠時間や、メディアに触れる児童生徒の割合ということで、指標としては掲げたらどうかということで、これまで検討してこういった形にまとめたところである。6時間未満とかなかなか学年別とかで出していくのが難しいかもしれないが、こういった時間のこととかは、どういったことができていくかというのは、今後に向けて検討していきたいと思う。

———原案のとおり了承

新田教育長 非公開宣言

— 非公開 —

議決第40号 教育委員会事務局等職員（管理職）定期人事異動（事務職員等関連分）について（総務課）

——原案のとおり議決

議決第41号 島根県立学校教育職員の評価に関する規則及び島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について（学校企画課）

——原案のとおり議決

承認第8号 令和2年度市町村立小中学校教育職員（管理職）の定期人事異動の一部変更について（学校企画課）

——原案のとおり承認

承認第9号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

——原案のとおり承認

協議第16号 管理職手当に関する指定学校の見直し等について（総務課）

——資料により協議

報告第96号 県立学校長の管理職手当区分に係る基準について（総務課）

——原案のとおり了承

報告第97号 公立学校教職員定期人事異動についてについて（学校企画課）

——原案のとおり了承

新田教育長 閉会宣言17時00分